

令和3年度

財政援助団体等監査結果報告書

昭島市監査委員



# 令和3年度財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政的援助を与えている団体等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものの監査及び当該団体等の所管部課の監査

## 第2 監査の対象

財政援助団体	所管部課
昭島市民会館文化事業協会	生涯学習部市民会館・公民館

## 第3 監査の範囲

令和2年度に交付された「昭島市民会館文化事業協会補助金」に係る出納その他の交付手続

## 第4 監査の実施日、実施場所

- 1 実施日 令和3年10月15日(金)
- 2 実施場所 監査事務局

## 第5 監査の期間

令和3年8月19日から令和3年11月25日まで

なお、予備調査については、令和3年8月19日から同年9月30日までの間で実施した。

## 第6 監査の手続

財政的援助を与えている対象団体及び当該団体の所管部課から関係書類の提出を求め、第7 監査の着眼点を基に、当該書類の審査及び決算計数との照合並びに関係職員等からの説明の聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

## 第7 監査の着眼点

### 1 所管部課

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金交付要綱は整備されているか。
- (3) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められるか。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、交付時期、手続きは適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行確認は、実績報告書によりなされているか。
- (6) 補助金実績報告の審査は、証拠書類等に基づき行われているか。

(7) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

## 2 財政援助団体

- (1) 事業計画書、予算書、事業報告書、決算書等と市へ提出した補助金交付申請書、実績報告書等は符合しているか。
- (2) 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 補助事業は適正に実施され、十分に効果が上げられているか。
- (4) 補助金の収支会計経理は適正に行われ、出納関係の帳票の整備、記帳は適正か。
- (5) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制、内部統制は有効に機能しているか。
- (7) 団体の監査は、有効に機能しているか。
- (8) 団体の諸規程等は、整備されているか。

## 第8 昭島市民会館文化事業協会の概要

### 1 設置目的

昭島市民会館設置の目的に寄与するため公益的な文化芸術事業を実施し、市民文化の向上に貢献することを目的としている。

### 2 本部の所在地

東京都昭島市つつじが丘三丁目7番7号

### 3 実施事業

音楽演奏会、演劇、寄席、古典芸能などの催物を市民会館、公民館小ホールを利用し年間10事業程度を実施している。(令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、すべての事業が延期または中止された。)

### 4 組織

#### (1) 理事会 (令和3年3月末日現在)

理事長	1名(副市長)
副理事長	1名(教育長)
専務理事	1名(生涯学習部長)
理事	5名
監事	2名(税理士有資格者及び会計管理者)

#### (2) 事務局体制

事務局長	1名(市民会館・公民館長の兼任)
事務局職員	1名
臨時職員	1名

## 第9 補助事業の概要

- 昭島市民会館・昭島市公民館小ホールを活用し行う文化芸術に関する事業
- 昭島市民会館利用者普及び宣伝に関する事業
- 昭島市民会館文化事業協会の運営に係る事業
- その他昭島市民会館文化事業協会の目的達成のために必要な事業及び事務

## 第10 監査の結果

### 1 対象団体（昭島市民会館文化事業協会）

昭島市民会館文化事業協会補助金に係る出納事務、交付手続きに係る事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。なお、補助金の実績報告事務については、理事会の開催日程等調整をされ、当該年度出納整理期間内に報告・補助金額の確定までが完了するよう対応されたい。

### 2 所管部課（生涯学習部市民会館・公民館）

昭島市民会館文化事業協会補助金交付事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。なお、現状の実績報告書様式では、補助金とその他収入の充当状況の把握が難しいことから、明確化が図られるよう、様式について検討をされたい。また、実績報告後の補助金額確定については、実績報告書受理を兼ねた内部決裁により行われている。文化事業協会に対しても補助金額の確定が明確に示されるよう現行の規則、補助金交付要綱に基づき、対応されたい。

### 3 監査委員意見

昭島市民会館文化事業協会補助金事業は、互いに共通した認識を持って運営され、交付事務に関しても円滑に行われている。業務の簡素化を進める上では、事務内容を検証し、関係の深い組織間であればこそ、安易に簡略化を行うことなく常に透明性の確保を意識した事務執行に努められたい。また、文化芸術事業の実施については、幅広い分野の事業実施により市民ニーズに応えると共に、引き続き積極的に事業の効果分析、検証を行われ、昭島市独自色創出の検討にも取り組まれたい。